

令和8年5月21日
気象庁大気海洋部

配信資料に関するお知らせ

～石川県における土砂災害警戒情報及び大雨警報・注意報の
地震による暫定基準を適用した運用の見直し～
(令和7年5月22日付配信資料に関するお知らせ関連)

「令和6年能登半島地震」により震度5強以上を観測した石川県の市町においては、地盤の状態の変化に伴い降雨の際の土砂災害の危険性が通常より高くなっている可能性を考慮し、土砂災害警戒情報の発表基準及び大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準を通常より引き下げた暫定基準を適用して運用しているところです。

今般、石川県と金沢地方気象台が、降雨及び土砂災害発生の状況並びに土砂災害警戒区域等の点検結果に基づき検討を行った結果を踏まえ、令和8年5月28日13時（日本時間）に、土砂災害警戒情報及び大雨警報・注意報の暫定基準を下記のとおり見直すとともに、同日以降提供開始予定のレベル4土砂災害危険警報、レベル3土砂災害警報及びレベル2土砂災害注意報の発表基準に適用して運用します。

記

- 石川県における「令和6年能登半島地震」による暫定基準
- ・ 暫定基準の割合を7割から8割に引き上げて運用する市町
珠洲市
 - ・ 暫定基準を廃止し、通常の基準を適用して運用する市町
輪島市、能登町、穴水町、志賀町、七尾市

以上